

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 7 月 1日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市北区麻生町4丁目12番8号

札幌重機工業株式会社

氏 名 代表取締役 高橋 朋希

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-792-7131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	札幌重機工業株式会社
事業場の所在地	札幌市北区麻生町4丁目12番8号
計画期間	202 ⁴ 3 年 4月 1日～ 202 ⁵ 4 年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	解体工事業・建設工事業、とび・土工事業・ 土木工事業・水道施設工事業
② 事業の規模	売上高 924,00万円 資本金 20,00万円
③ 従業員数	15名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類―収集運搬業者に委託―中間処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず類―自社収集運搬及び収集運搬業者に委託―中間処理業者に委託し、燃料用チップとして再資源化 鉄くず類―現場にて分別し、再生処理業者へ売却―再利用

(日本工業規格 A列4番)

-67.-1

札幌市役所

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
工事部長→各現場→(各現場代理人)→事務所 (集計・マニフェスト5年保管)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度 (5 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき	木くず
	排 出 量	8846.98 t	897.08 t
	(これまでに実施した取組)		
	作業開始前の説明 (現場) 種類別に分別収集する		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき	きくず
	排 出 量	12000.0 t	800.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
	分別の徹底 リサイクル可能なものは再利用		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設リサイクル法の定める手順を遵守 分別解体→特定品目(木くず、コンクリート、ボード、鉄くず)は分別し、再資源化施設へ搬入委託処理		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 建設リサイクル法の定める手順を遵守 分別解体→特定品目(木くず、コンクリート、ボード、鉄くず)は再資源化施設へ搬入委託処理 混合廃棄物にいても、可能な限り分別する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類
	全 処 理 委 託 量	8846.98 t	897.08 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	865.96 t	271.96 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	7981.02 t	624.12 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 事前に各処理施設と委託契約を締結。		

(第5面)

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず類
	全 処 理 委 託 量	12000.0 t	800.0 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	5000.0 t	400.0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	7000.0 t	400.0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 事前に各処理施設と委託契約を締結する。 現場での分別解体を徹底し再資源化施設へ処理を委託する。		
	※事務処理欄		